

定 款

2022年6月29日 改正

信越化学工業株式会社

信越化学工業株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、信越化学工業株式会社と称する。

英文では、Shin-Etsu Chemical Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電解及び電炉工業製品の製造及び販売
- (2) 化学肥料及び農薬の製造及び販売
- (3) 合成樹脂並びに無機及び有機工業製品の製造及び販売
- (4) 金属及び合金の製造及び販売
- (5) シリコン及びシリコン使用製品の製造及び販売
- (6) 医薬品、医薬部外品及び医療用具の製造及び販売
- (7) 電子材料及び磁性材料の製造及び販売
- (8) 鉱物及び岩石の採掘及び販売
- (9) 農産物、水産物、林産物及び畜産物の生産及び販売
- (10) 前各号の製品の中間物、副産物、化合物、誘導物、加工物及び関連製品の製造及び販売
- (11) 各種工業用機械設備の設計、製作、据付及び販売並びに技術指導
- (12) 土木建築工事の設計、監理及び施工
- (13) 前各号の事業に関連する輸出及び輸入
- (14) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- (15) 運輸業
- (16) 電気の発生及び販売
- (17) 前各号に付帯する事業及びこれに関連する一切の業務
- (18) 経営上必要と認める事業に対する投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、17億2千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもってその議決権を行使しようとするときは、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人とすることができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第19条 当社に取締役13名以内を置く。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長が欠員のとき又は事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定められた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(定員)

第28条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

前項の金銭には、利息をつけない。

附 則

第1条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

第3条 附則第1条乃至第3条は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定款改正経緯

昭和31年 9月17日（臨時株主総会）

新株引受権に関する規定削除
株主名簿臨時閉鎖規定削除
株主総会招集時期変更
会長制設置

昭和34年 1月28日（第65回定時株主総会）

事業目的変更
株券の種類変更

昭和34年 7月30日（第66回定時株主総会）

事業目的変更
授權資本変更

昭和35年 1月30日（第67回定時株主総会）

名義書換代理人設置
事業目的変更

昭和35年 7月29日（第68回定時株主総会）

取締役定員変更

昭和38年 1月30日（第73回定時株主総会）

授權資本変更

昭和39年 7月30日（第76回定時株主総会）

取締役定員変更

昭和44年 7月30日（第86回定時株主総会）

授權資本変更

昭和47年 7月28日（第92回定時株主総会）

取締役定員変更
事業目的変更

昭和50年 1月30日（第97回定時株主総会）

英文社名変更
授權資本変更
営業年度変更
中間配当制度設置
改正商法の施行に伴う監査役に関する規定変更

昭和55年 8月29日（第103回定時株主総会）

事業目的変更

昭和56年 8月28日（第104回定時株主総会）

事業目的変更

昭和57年 8月30日（第105回定時株主総会）

事業目的変更
単位株制度に関する規定の新設及び変更
株主名簿閉鎖期間変更

株主総会における代理人資格変更
取締役定員変更
副会長制設置
常勤監査役制設置
取締役会規程の根拠規定新設
昭和62年 8月28日（第110回定時株主総会）
営業年度及び決算期変更
平成3年 6月27日（第114回定時株主総会）
無記名式株券制度廃止に伴う変更
保振制度実施に伴う変更
株主名簿閉鎖規定削除
取締役定員変更
平成6年 6月29日（第117回定時株主総会）
監査役会法制化に伴う章建て等の変更
監査役の任期の伸長
除斥期間の開始日の字句修正
平成10年 6月26日（第121回定時株主総会）
株式消却に関する規定の新設
消却に伴う授權資本減少に関する但書の追加
平成12年 6月29日（第123回定時株主総会）
授權資本変更
資本準備金による株式消却の規定の変更
平成13年 6月28日（第124回定時株主総会）
1単位の株式の数の変更
平成14年 6月27日（第125回定時株主総会）
平成13年10月1日の改正商法の施行により、株式消却特例法の廃止、単元株制度の廃止、
単元株制度の創設、並びに、額面株式の廃止等がなされたことに伴う変更。
平成14年4月1日の改正商法の施行により、電磁的方法による会社関係書類の作成が認
められたことに伴う変更。
一部字句の整備等
平成15年 6月27日（第126回定時株主総会）
単元未満株式の買増制度の導入
株券失効制度創設に伴う変更
株主総会特別決議の定足数の変更
監査役の任期の伸長
平成16年 6月29日（第127回定時株主総会）
取締役会決議による自己株式取得規定の新設
平成17年 6月29日（第128回定時株主総会）
授權資本変更
基準日に関する規定の整備・明確化
取締役定員変更

平成18年 6 月29日（第129回定時株主総会）

平成18年 5 月 1 日の会社法等の施行に伴う変更

- ① 機関に関する規定の新設
- ② 電子公告制度導入のための変更
- ③ 株券発行規定の新設
- ④ 単元未満株主の権利に関する規定の新設
- ⑤ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定の新設
- ⑥ 取締役会の決議の省略に関する規定の新設
- ⑦ 旧商法上の用語を会社法上の用語に変更

「転換社債の転換と株主配当金等」に関する規定の削除
全般にわたる字句の修正、条数の変更及び構成の整理等

平成19年 6 月28日（第130回定時株主総会）

取締役定員変更

平成21年 6 月26日（第132回定時株主総会）

株券の電子化に伴う変更

取締役定員変更

平成29年 6 月29日（第140回定時株主総会）

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間の責任限定契約規定の新設

2021年 6 月29日（第144回定時株主総会）

取締役定員変更

取締役の任期の短縮

2022年 6 月29日（第145回定時株主総会）

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定の削除
株主総会資料の電子提供制度に関する規定の新設